

岩手県労働委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第52号

岩手県労働委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

岩手県労働委員会事務局組織に関する規則（昭和39年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 行政文書の<u>収受、審査、発送及び整理保存</u>に関すること。</p> <p>(8) 行政文書の開示に関すること。</p> <p>(9)～(19) [略]</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 行政文書<u>及び歴史公文書の管理</u>に関すること。</p> <p>(8) 行政文書の開示<u>及び歴史公文書の利用</u>に関すること。</p> <p>(9)～(19) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。